

○緑地保全・優良緑地確保支援事業資金関係様式

〔緑地保全支援事業資金貸付金関係様式〕

- | | | |
|----|----------|------------------------|
| 1 | 様式第8－ 1号 | 緑地保全支援事業資金貸付金貸付申請書 |
| 2 | 様式第8－ 2号 | 緑地保全支援事業資金貸付金償還計画書 |
| 3 | 様式第8－ 3号 | 緑地保全支援事業資金貸付金事業計画書 |
| 4 | 様式第8－ 4号 | 緑地保全支援事業資金貸付金貸付決定通知書 |
| 5 | 様式第8－ 5号 | 緑地保全支援事業資金貸付金支払請求書 |
| 6 | 様式第8－ 6号 | 借用証書 |
| 7 | 様式第8－ 7号 | 緑地保全支援事業資金貸付金繰上償還申込書 |
| 8 | 様式第8－ 8号 | 緑地保全支援事業資金貸付金繰上償還通知書 |
| 9 | 様式第8－ 9号 | 緑地保全支援事業資金貸付金繰上償還請求書 |
| 10 | 様式第8－10号 | 緑地保全支援事業資金貸付金貸付決定変更申請書 |
| 11 | 様式第8－11号 | 緑地保全支援事業資金貸付金貸付決定変更通知書 |
| 12 | 様式第8－12号 | 緑地保全支援事業資金貸付金実績報告書 |

〔優良緑地確保支援事業資金貸付金関係様式〕

- | | | |
|----|----------|------------------------|
| 13 | 様式第8－13号 | 優良緑地確保支援事業資金貸付金貸付申請書 |
| 14 | 様式第8－14号 | 優良緑地確保支援事業資金貸付金貸付計画書 |
| 15 | 様式第8－15号 | 優良緑地確保支援事業資金貸付金貸付決定通知書 |
| 16 | 様式第8－16号 | 優良緑地確保支援事業資金貸付金支払請求書 |
| 17 | 様式第8－17号 | 優良緑地確保支援事業資金貸付金借用証書 |
| 18 | 様式第8－18号 | 認定事業者資金貸付金貸付申請書 |
| 19 | 様式第8－19号 | 認定事業者資金貸付金事業計画書 |
| 20 | 様式第8－20号 | 認定事業者資金貸付金資金計画書 |
| 21 | 様式第8－21号 | 認定事業者資金貸付金収支計画書 |
| 22 | 様式第8－22号 | 認定事業者資金貸付金借用証書 |
| 23 | 様式第8－23号 | 優良緑地確保支援事業資金貸付金繰上償還請求書 |
| 24 | 様式第8－24号 | 優良緑地確保支援事業資金貸付金繰上償還申込書 |
| 25 | 様式第8－25号 | 優良緑地確保支援事業資金貸付金繰上償還通知書 |
| 26 | 様式第8－26号 | 優良緑地確保支援事業資金貸付金実績報告書 |
| 27 | 様式第8－27号 | 優良緑地確保支援事業資金貸付金精算調書 |
| 28 | 様式第8－28号 | 優良緑地確保支援事業資金貸付金受入調書 |
| 29 | 様式第8－29号 | 認定事業者資金貸付金実績報告書 |
| 30 | 様式第8－30号 | 認定事業者資金貸付金資金調書 |

番 年 月 号 日

国土交通省都市局長 殿

申 請 者
都市緑化支援機構の長

緑地保全支援事業資金貸付金貸付申請書

都市開発資金の貸付に関する法律第 1 条第 9 項による貸付金を下記のとおり借用したく、関係書類を添えて、申請します。

記

1. 貸 付 金 の 額 金 円也
2. 貸付金交付予定時期 令和 年 月 日 (円)
3. 貸付金は、令和 年 月 日まで据え置き、以降令和 年 月 日までに均等半年賦償還の方法により分割して各償還期日までに支払います。

(単位：円)

償 還 期 日	償 還 金 額	未 償 還 残 額
1 令和 年 月 日		
2 令和 年 月 日		
3 令和 年 月 日		
4 令和 年 月 日		
合 計		

4. 都市開発資金貸付要領（平成 1 1 年建設省経整発第 2 8 号、建設省都再発第 2 9 号、建設省都区発第 2 4 号、建設省住街発第 3 9 号）第 8 編第 3 章に定める貸付条件に従います。

(様式第8-2号)

緑地保全支援事業資金貸付金償還計画書

(単位：千円)

[illegible]

(様式第 8 - 3 号)

緑地保全支援事業資金貸付金事業計画書

業務

令和〇〇年度

(単位：千円)

区 分		計 画 額	左のうち 貸付金額	摘 要
直 接 建 設 費	工事費			
	用地費			
	調査費			
	小 計			
事務費				
合 計				

都市緑化支援機構の長 殿

支出負担行為担当官都市局長
(公印省略)

緑地保全支援事業資金貸付金貸付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった標記貸付金については、下記のとおり貸し付けることに決定したので通知する。

記

1. 貸 付 金 の 額 金 円也
2. 貸 付 金 の 用 途 様式第 8－4 号別紙のとおり
3. 貸付金交付予定時期 令和 年 月 日 (円)
4. 貸付金は、令和 年 月 日まで据え置き、以降令和 年 月 日までに均等半年賦償還の方法により分割して各償還期日までに支払うこと。

(単位：円)

償 還 期 日	償 還 金 額	未 償 還 残 額
1 令和 年 月 日		
2 令和 年 月 日		
3 令和 年 月 日		
4 令和 年 月 日		
合 計		

5. 都市開発資金貸付要領（平成 1 1 年建設省経整発第 2 8 号、建設省都再発第 2 9 号、建設省都区発第 2 4 号、建設省住街発第 3 9 号）第 8 編第 1 章に定める貸付条件に従うこと。

貸付決定額表

業務

令和〇〇年度

(単位：千円)

区 分		計 画 額	左のうち 貸付金額	摘 要
直 接 建 設 費	工事費			
	用地費			
	調査費			
	小 計			
事務費				
合 計				

番
年 月 号
日

支出官国土交通大臣官房会計課長 殿

住 所
都市緑化支援機構の長

緑地保全支援事業資金貸付金支払請求書

令和 年 月 日 国 第 号で貸付決定の通知を受けた標記の貸付金について、下記のとおり支払を請求します。

記

支払請求金額	円
（ 貸付決定額 受入済み額 今回請求額 残 額 ）	円 円 円 円

振込先：〇〇銀行〇〇支店
口座番号
口座名義

番 年 月 号 日

国土交通省都市局長 殿

都市緑化支援機構の長

借 用 証 書

金 円也

上記金額を、令和 年 月 日国 第 号をもって貸付決定通知を受けた都市開発資金の貸付けに関する法律第 1 条第 9 項による貸付金として確かに借用いたしました。
つきましては、同法及びこれに基づく命令等の規則並びに下記の条件を守り、償還期日までに必ず償還いたします。

記

1. 貸付金は、令和 年 月 日まで据え置き、以降令和 年 月 日までに均等半年賦償還の方法により分割して各償還期日までに支払います。

(単位：円)

償 還 期 日	償 還 金 額	未 償 還 残 額
1 令和 年 月 日		
2 令和 年 月 日		
3 令和 年 月 日		
4 令和 年 月 日		
合 計		

1. 都市開発資金貸付要領（平成 1 1 年建設省経整発第 2 8 号、建設省都再発第 2 9 号、建設省都区発第 2 4 号、建設省住街発第 3 9 号）第 8 編第 1 章に定める貸付条件に従います。

番 年 月 号 日

国土交通省都市局長 殿

都市緑化支援機構の長

緑地保全支援事業資金貸付金繰上償還申込書

令和 年 月 日 国 第 号で貸付決定の通知を受けた標記の貸付金について、下記のとおり繰上償還したいので、都市開発資金貸付要領第 8 条の 9 第 1 項第 2 号の規定により申し込みます。

記

1 繰上償還の事由

- 2 繰上償還する額
- 3 繰上償還の期日
- 4 繰上償還後の未償還残高
- 5 改定償還計画
- 金 円也
- 令和 年 月 日
- 金 円也

(繰上償還後の未償還残高がある場合に限り記載する。)

(単位：円)

償 還 期 日	償 還 金 額	未 償 還 残 額
1 令和 年 月 日		
2 令和 年 月 日		
3 令和 年 月 日		
4 令和 年 月 日		
合 計		

国土交通省都市局長
(公印省略)

令和 年 月 日 国 第 号で貸付決定の通知を受けた標記の貸付金について、令和 年 月 日付け 第 号による申し込みのとおり繰上償還されたく、都市開発資金貸付要領第8条の9第2項の規定により、下記のとおり通知する。

1	償還すべき金額	金			円也
2	繰上償還の期日	令和	年	月	日
3	繰上償還後の未償還残高	金			円也
4	改定償還計画				

償 還 期 日	償 還 金 額	未 償 還 残 額
1 令和 年 月 日		
2 令和 年 月 日		
3 令和 年 月 日		
4 令和 年 月 日		
合 計		

番
年 月 号
日

都市緑化支援機構の長 殿

国土交通省都市局長
(公印省略)

緑地保全支援事業資金貸付金繰上償還請求書

令和 年 月 日 国 第 号で貸付決定の通知を受けた標記の貸付金について、都
市開発資金貸付要領第 8 条の 1 1 第 1 項第 号に該当することとなったので、下記のとおり償還され
たい。

記

- 1 償還すべき金額

元金相当額

貸付要領第 8 条の 1 1 第 2 項により

国に納付しなければならない額

金 金 金

円也 円也 円也
- 2 繰上償還の期日

令和 年 月 日

金

円也
- 3 繰上償還後の未償還残高

金

円也
- 4 改定償還計画

(単位：円)

償 還 期 日	償 還 金 額	未 償 還 残 額
1 令和 年 月 日		
2 令和 年 月 日		
3 令和 年 月 日		
4 令和 年 月 日		
合 計		

国土交通省都市局長 殿

都市緑化支援機構の長

緑地保全支援事業資金貸付金貸付決定変更申請書

令和 年 月 日 国 第 号で貸付決定の通知を受けた標記の貸付金について、下記のとおりに変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 貸付金の額

貸付決定済み額	変更増△減額	変更貸付決定額
円	円	円

2 変更事由

3 変更後の貸付金受入予定時期及び受入予定額

第 1 回	令和	年	月	日 (金	円也)
第 2 回	令和	年	月	日 (金	円也)
第 3 回	令和	年	月	日 (金	円也)

4 変更償還計画表

(単位：円)

償 還 期 日	変 更 前		変 更 後	
	償 還 金 額	未 償 還 残 高	償 還 金 額	未 償 還 残 高
1 令和 年 月 日				
2 令和 年 月 日				
合 計				

5 都市開発資金貸付要領（平成 11 年建設省経整発第 28 号、建設省都再発第 29 号、建設省都区発第 24 号、建設省住街発第 39 号）第 8 編第 1 章に定める貸付条件に従います。

注) 変更後の緑地保全支援事業資金貸付金償還計画書（様式第 8－2）を添付すること。

緑地保全支援事業資金貸付金変更事業計画書

業務

令和〇〇年度

(単位：千円)

区 分		計 画 額	左のうち		摘 要
			貸付決定 済 額	変 更 後 の 貸付申請額	
直 接 建 設 費	工事費				
	用地費				
	調査費				
	小 計				
事務費					
合 計					

都市緑化支援機構の長 殿

国土交通省都市局長
(公印省略)

緑地保全支援事業資金貸付金貸付決定変更通知書

令和 年 月 日付け 第 号で貸付決定変更申請のあった貸付金について、下記
のとおり変更することとしたので通知する。

記

1 貸付金の額

貸付決定済み額	変更増△減額	変更貸付決定額
円	円	円

2. 貸付金の用途 様式第 8－1 1 号別紙のとおり

3. 貸付金は、令和 年 月 日まで据え置き、以降令和 年 月 日までに均等半
年賦償還の方法により分割して各償還期日までに支払うこと。

(単位：円)

変 更 後 償 還 期 日	変 更 後 償 還 金 額	変 更 後 未 償 還 残 額
1 令和 年 月 日		
2 令和 年 月 日		
3 令和 年 月 日		
4 令和 年 月 日		
合 計		

4. 都市開発資金貸付要領（平成 1 1 年建設省経整発第 2 8 号、建設省都再発第 2 9 号、建設省都
区発第 2 4 号、建設省住街発第 3 9 号）第 8 編第 1 章に定める貸付条件に従うこと。

貸付決定変更額表

業務

令和〇〇年度

(単位：千円)

区 分		計 画 額	左のうち		摘 要
			貸付決定 済 額	変 更 後 の 貸付申請額	
直 接 建 設 費	工事費				
	用地費				
	調査費				
	小 計				
事務費					
合 計					

国土交通省都市局長 殿

都市緑化支援機構の長

緑地保全支援事業資金貸付金実績報告書

令和〇〇年度の緑地保全支援事業資金貸付金の実績について、下記のとおり報告します。

1. 緑地保全支援事業資金貸付金貸付決定通知書の内容

当 初	令和	年	月	日	国 第 号	貸付決定額	円
第一回変更	令和	年	月	日	国 第 号	貸付決定額	円
第二回変更	令和	年	月	日	国 第 号	貸付決定額	円

2. 交付年月日及び金額

当 初	令和	年	月	日	円
第一回変更	令和	年	月	日	円
第二回変更	令和	年	月	日	円

3. 貸付金充当日及び金額

当 初	令和	年	月	日	円
第一回変更	令和	年	月	日	円
第二回変更	令和	年	月	日	円

4. 貸付金充当額経費別内訳

(単位：千円)

区 分		業 務 実 績 額	貸 付 金 額 貸 付 決 定 額	使 充 途 別 額	摘 要
直接建設費	工事費				
	用地費				
	調査費				
	小 計				
事務費					
合 計					

注) 貸付金貸付決定額と使途別充当額に差が生じる場合には、摘要欄にその事由を簡潔に記すこと。

5. 添付書類

- 第 8 条の 4 の規定による緑地保全支援事業資金貸付金貸付決定通知書 (写)

番 号
年 月 日

国土交通省都市局長 殿

申請者 都市緑化支援機構の長

優良緑地確保支援事業資金貸付金貸付申請書

都市開発資金の貸付けに関する法律（以下「法」という。）第 1 条第 9 項による認定事業者に対する貸付事業に要する資金を下記のとおり借用したく、関係書類を添えて申請します。

記

1. 貸付金の額 金 円也

[償還表]

2. 貸付金は、令和 年 月 日まで据え置き、以降令和 年 月 日までに元金均等半年賦償還の方法により下記のとおり分割して各償還期日までに支払います。

償 還 期 間	償 還 金 額	償 還 後 未 償 還 残 高
1 令和 年 月 日	円	円
2 令和 年 月 日	円	円
合 計	円	円

3. 別紙に定める貸付条件に従います。

.....

(別紙)

第1条 認定事業者資金貸付金の貸付けを受ける認定事業者に対し、土地、建物若しくは有価証券等の適当と認める担保を提供させ、又は連帯して債務を負担する保証人を立てさせます。

第2条 借入金の償還に当たっては、国の指定する方法で行います。

第3条 認定事業者に対する貸付事業（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、借入金のうち不必要となった部分を、国の指定する日までに返還します。

第4条 認定事業者が次の各号の一に該当する場合において、認定事業者から該当することとなった日から30日以内にその旨報告させ、認定事業者資金貸付金の全部又は一部を繰上償還させます。

一 認定優良緑地確保計画の計画期間が終了した場合又は認定の取消しがあった場合

二 認定事業者の事由により繰上償還の必要が生じた場合

2 認定事業者が前項に該当することとなった日から40日以内に優良緑地確保支援事業資金貸付金繰上償還申込書を国に提出し、本文2にかかわらず、国に対して当該繰上償還額に相当する借入金を、優良緑地確保支援事業資金貸付金繰上償還通知書に従い、繰上償還します。

3 前項のほか借入金の全部又は一部を繰上償還する必要がある場合には、優良緑地確保支援事業資金貸付金繰上償還申込書を国に提出し、優良緑地確保支援事業資金貸付金繰上償還通知書に従い、当該借入金を繰上償還します。

第5条 借入金の償還又は第3条による返還を怠ったときは、償還期日又は第3条により国が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第6条 国において、次の各号の一に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

一 借入金を借入の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借入の目的に使用しないとき。

二 借入金の償還又は第3条による返還を怠ったとき。

三 第1条、第2条又は第7条から第12条までの定めにしたとき。

2 国が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借入の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第7条 認定事業者から認定事業者資金貸付金の全部又は一部を繰上償還させた場合は、速やかに優良緑地確保支援事業資金貸付金繰上償還申込書を国に提出し、優良緑地確保支援事業資金貸付金繰上償還通知書に従い、国に対して当該繰上償還額に相当する借入金を繰上償還します。

- 2 認定事業者が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用し、又は貸付けの条件に違反したため、認定事業者から加算金を徴収した場合においては、その徴収した日の属する月の翌月の末日までに、国に納付します。

第8条 次の各号の一に掲げる場合には、ただちに国に報告し、その指示に従います。

- 一 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- 二 事業の遂行が困難となった場合
- 三 貸付計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合

第9条 優良緑地確保支援事業資金貸付金実績報告書を翌年度の4月30日までに国に提出します。

- 2 認定事業者に対する貸付金を貸し付けた年度の翌年から当該貸付金の償還が完了するまでの間、貸付金を貸付けた認定事業者の毎年度の認定事業者資金貸付金実績報告書及び認定事業者資金貸付金資金調書を翌年度の6月20日（当該貸付金を貸付けた年度の翌年にあつては、4月20日）までに提出させ、その写しを翌年度の6月30日（当該貸付金を貸付けた年度の翌年にあつては、4月30日）までに国に提出します。

- 3 認定事業者の施行する事業が終了した場合には、認定事業者から第4条第1項の報告に合わせ認定事業者資金貸付金実績報告書及び認定事業者資金貸付金資金調書を提出させ、同条第2項の優良緑地確保支援事業資金貸付金繰上償還申込書の提出に合わせその写しを国に提出します。

- 4 国において事業の実績が借用の目的又は優良緑地確保支援事業資金貸付金貸付決定通知書の内容に適合していないと認めて必要な指示をしたときは、その指示に従います。

第10条 認定事業者に対する貸付金の償還が完了するまでの間、認定事業者の住所、名称、代表者、資本金等若しくは定款その他重要な事項の変更又は施設等の火災その他重大な事故が生じた場合には、認定事業者から速やかにその旨報告させるとともに、速やかに国に報告します。

第11条 国において、債権の保全上その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、優良緑地確保支援事業資金貸付金の経理等に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は優良緑地確保支援事業資金貸付金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、これに応じ、又は従います。

第12条 認定事業者に対する貸付契約において、国の債権の管理等に関する法律第36条第1号から第9号までに掲げられた事項に準ずる定めをします。

優良緑地確保支援事業資金貸付金貸付計画書

都市緑化支援機構			認定緑地確保事業名					(単位:千円)		
事業名	施行者名	貸付限度額		年度まで	年度	年度	年度	年度	年度以降	計
〇〇事業	〇〇		事業費							
			貸 付 (予定)額							
			事業費							
			貸 付 (予定)額							
			事業費							
			貸 付 (予定)額							
			事業費							
			貸 付 (予定)額							
			事業費							
			貸 付 (予定)額							
			事業費							
			貸 付 (予定)額							
			事業費							
			貸 付 (予定)額							
			事業費							
			貸 付 (予定)額							
			事業費							
			貸 付 (予定)額							
			事業費							
			貸 付 (予定)額							
合 計			事業費							
			貸 付 (予定)額							
国からの借入(予定)額合計										

(様式第 8－15 号)

番 号
年 月 日

都市緑化支援機構の長 殿

支出負担行為担当官
国土交通省都市局長
(公印省略)

優良緑地確保支援事業資金貸付金貸付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で貸付申請のあった標記貸付金については、
下記のとおり貸し付けることにしたので通知する。

記

- 1 貸付金額 金 円也
2 貸付金交付時期 令和 年 月 日 (円)
3 貸付金は、令和 年 月 日まで据え置き、以降令和 年 月 日ま
でに元金均等半年賦償還の方法により分割して各償還期日までに支払うこと。

償 還 期 間	償 還 金 額	償 還 後 未 償 還 残 高
1 令和 年 月 日	円	円
2 令和 年 月 日	円	円
合 計	円	円

- 4 都市開発資金貸付金貸付要領（平成 11 年建設省経整発第 28 号、建設省都再発第 29 号、建設省都区発第 24 号、建設省住街発第 39 号）第 8 編第 2 章に定める貸付条件に従うこと。

番 号
年 月 日

支出官国土交通大臣官房会計課長 殿

住 所
都市緑化支援機構の長

優良緑地確保支援事業資金貸付金支払請求書

本（都市緑化支援機構）は、令和 年 月 日付け国都総第 号をもって貸付決定通知を受けました標記貸付金につきましては、下記のとおり支払い請求します。

記

支払請求金額	金	円也
内訳		
(1) 貸付決定を受けた金額		円
(2) 既に交付を受けた金額		円
(3) 今回貸付けを受けるまでに支出される金額		円
(4) 次回貸付けを受けるまでに支出が見込まれる金額		円
差引 (3) + (4) - (2)		円

（注）資金振込先を下欄に記入すること。

〇〇銀行〇〇支店 口座番号
口座名義

優良緑地確保支援事業資金貸付金借用証書

金 円也

上記金額は、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和 41 年法律第 20 号）第 1 条第 9 項による認定事業者に対する貸付事業に要する資金として確かに借用しました。

つきましては、同法並びにこれに基づく命令の規定、都市開発資金貸付要領（平成 11 年建設省経整発第 28 号、建設省都再発第 29 号、建設省都区発第 24 号、建設省住街発第 39 号）第 8 編第 2 章の規定及び下記事項を守り、償還期日までに必ず償還します。

記

第 1 条 貸付金は、令和 年 月 日まで据え置き、以降令和 年 月 日までに元金均等半年賦償還により下記のとおり分割して各償還期日までに支払います。

償 還 期 間	償 還 金 額	償 還 後 未 償 還 残 高
1 令和 年 月 日	円	円
2 令和 年 月 日	円	円
合 計	円	円

第 2 条 認定事業者資金貸付金の貸付けを受ける認定事業者に対し、土地、建物若しくは有価証券等の適当と認める担保を提供させ、又は連帯して債務を負担する保証人を立てさせます。

第 3 条 借用金の償還に当たっては、国の指定する方法で行います。

第 4 条 認定事業者に対する貸付事業（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、借用金のうち不必要となった部分を、国の指定する日までに返還します。

第 5 条 認定事業者が次の各号の一に該当する場合において、認定事業者から該当することとなった日から 30 日以内にその旨報告させ、認定事業者資金貸付金の全部又は一部を繰上償還させます。

- 一 認定優良緑地確保計画の計画期間が終了した場合又は認定の取消しがあった場合

二 認定事業者の事由により繰上償還の必要が生じた場合

2 認定事業者が前項各号の一に該当することとなった日から40日以内に優良緑地確保支援事業資金貸付金繰上償還申込書を国に提出し、第1条にかかわらず、国に対して当該繰上償還額に相当する借付金を、優良緑地確保支援事業資金貸付金繰上償還通知書に従い、繰上償還します。

3 前項のほか借付金の全部又は一部を繰上償還する必要が生じた場合には、優良緑地確保支援事業資金貸付金繰上償還申込書を国に提出し、優良緑地確保支援事業資金貸付金繰上償還通知書に従い、当該借付金を繰上償還します。

第6条 借付金の償還又は第4条による返還を怠ったときは、償還期日又は第4条により国が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第7条 国において、次の各号の一に該当すると認めて、借付金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

一 借付金を借付の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借付の目的に使用しないとき。

二 借付金の償還又は第4条による返還を怠ったとき。

三 第2条、第3条又は第8条から第13条までの定めに反したとき。

2 国が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借付金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借付の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第8条 認定事業者から認定事業者資金貸付金の全部又は一部を繰上償還させた場合は、速やかに優良緑地確保支援事業資金貸付金繰上償還申込書を国に提出し、優良緑地確保支援事業資金貸付金繰上償還通知書に従い、国に対して当該繰上償還額に相当する借付金を繰上償還します。

2 認定事業者が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用し、又は貸付けの条件に違反したため、認定計画提出者から加算金を徴収した場合においては、その徴収した日の属する月の翌月の末日までに、国に納付します。

第9条 次の各号の一に掲げる場合には、ただちに国に報告し、その指示に従います。

一 事業を中止し、又は廃止しようとする場合

二 事業の遂行が困難となった場合

三 貸付計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合

第10条 優良緑地確保支援事業資金貸付金実績報告書を翌年度の4月30日までに国に提出します。

2 認定事業者に対する貸付金を貸し付けた年度の翌年から当該貸付金の償還が完了するまでの間、貸付金を貸付けた認定事業者の毎年度の認定事業者資金貸付金実績報告書及び認定事業者資金貸付金資金調書を翌年度の6月20日（当該貸付金を貸付けた年度の翌年にあつては、4月20日）までに提出させ、その写しを翌年度の6月30日（当該貸付金を貸付けた年度の翌年にあつては、4月30日）

までに国に提出します。

3 認定事業者の施行する事業が終了した場合には、認定事業者から第5条第1項の報告に合わせ認定事業者資金貸付金実績報告書及び認定事業者資金貸付金資金調書を提出させ、同条第2項の優良緑地確保支援事業資金貸付金繰上償還申込書の提出に合わせその写しを国に提出します。

4 国において事業の実績が借用の目的又は優良緑地確保支援事業資金貸付金貸付決定書の内容に適合していないと認めて必要な指示をしたときは、その指示に従います。

第11条 認定事業者に対する貸付金の償還が完了するまでの間、認定事業者の住所、名称、代表者、資本金等若しくは定款その他重要な事項の変更又は施設等の火災その他重大な事故が生じた場合には、認定事業者から速やかにその旨報告させるとともに、速やかに国に報告します。

第12条 国において、債権の保全上その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、優良緑地確保支援事業資金貸付金の経理等に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は優良緑地確保支援事業資金貸付金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、これに応じ、又は従います。

第13条 認定事業者に対する貸付契約において、国の債権の管理等に関する法律第36条第1号から第9号までに掲げられた事項に準ずる定めをします。

令和 年 月 日

都市緑化支援機構の長

番 号
年 月 日

都市緑化支援機構の長 殿

申請者 ○○
代表者氏名

認定事業者資金貸付金貸付申請書

都市開発資金の貸付けに関する法律第 1 条第 9 項による事業に要する資金を下記のとおり借用したく、関係書類を添えて申請します。

記

1. 貸付金の額 金 円也
2. 貸付対象事業 ○○事業（施行者名）

〔償還表〕

3. 貸付金は、令和 年 月 日まで据え置き、以降令和 年 月 日までに元金均等半年賦償還の方法により下記のとおり分割して各償還期日までに支払います。

償 還 期 間	償 還 金 額	償 還 後 未 償 還 残 高
1 令和 年 月 日	円	円
2 令和 年 月 日	円	円
合 計	円	円

4. 別紙に定める貸付条件に従います。

.....

(別紙)

第1条 都市緑地法第88条第4項に規定する認定された優良緑地確保計画に基づく同法第90条に規定する緑地確保事業において行う緑地の整備等に要する費用が当初の予定額を必要としなくなったときは、貴（都市緑化支援機構）の指定する日までに借入金のうち不必要となった部分を返還します。

第2条 認定事業者の事由により繰り上げ償還の必要が生じたときは、該当することとなった日から30日以内に貴（都市緑化支援機構）にその旨報告し、本文3の規定にかかわらず、貴（都市緑化支援機構）に対して認定事業者資金貸付金の全部又は一部を貴（都市緑化支援機構）の指定する日までに繰上償還します。

2 前項に該当する場合には、当該貸付金の全部を繰上償還します。

第3条 借入金の償還又は第1条による返還を怠ったときは、償還期日又は第1条により貴（都市緑化支援機構）が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第4条 貴（都市緑化支援機構）において、次の各号の一に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

一 借入金を借入の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借入の目的に使用しないとき。

二 借入金の償還又は第1条による返還を怠ったとき。

三 第5条、第6条、第8条又は第9条の定めに反したとき。（注：債権保全の方法が担保の設定である場合は「第5条から第8条までの定めに反したとき。」とする。）

2 貴（都市緑化支援機構）が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合には、借入の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第5条 次の各号の一に掲げる場合には、ただちに貴（都市緑化支援機構）に報告し、その指示に従います。

一 事業を中止し、又は廃止しようとする場合

二 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合

三 事業計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合

第6条 毎年度の認定事業者資金貸付金実績報告書及び認定事業者資金貸付金資金調書を翌年度の6月20日（借入金を借り入れた年度の翌年にあつては、4月20日）までに貴（都市緑化支援機構）に提出します。ただし、事業が完了した場合には、その日から30日以内に認定事業者資金貸付金実績報告書及び認定事業者資金貸付金資金調書を貴（都市緑化支援機構）に提出します。

2 貴（都市緑化支援機構）において、事業の進捗が不十分であると認め、又は事業の実績が借入の目的若しくは事業計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

(注:債権保全の方法により次のいずれかの欄の規定を用いること。)

連帯保証人を立てる場合	担保を設定する場合
第7条 保証人は、債務者と連帯して一切の債務を保証します。	

第8条 債務者又は保証人は、貴（都市緑化支援機構）が担保物件の提供を要求したときは、ただちにこれに応じます。 2 債務者又は保証人は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴（都市緑化支援機構）の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。 第9条 保証人が死亡等により不在となり、若しくは支払い能力の減少等により不適当となった場合又は保証人を変更しようとする場合は、速やかに貴（都市緑化支援機構）に保証人変更申請書を提出します。 2 貴（都市緑化支援機構）において、保証人が不適当となり、又は債務者若しくは保証人の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の変更、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。 第10条 本申請書に記載された債務を履行しない場合において、第8条第1項の担保物件に係る貴（都市緑化支援機構）の有する権利が存するときは、ただちに実行されても異議ありません。	第7条 債務者は、貴（都市緑化支援機構）に担保物件を提供します。 2 債務者は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴（都市緑化支援機構）の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。 第8条 貴（都市緑化支援機構）において、債務者の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の設定、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。 第9条 本申請書に記載された債務を履行しない場合において、第7条第1項の担保物件に係る貴（都市緑化支援機構）の有する権利がただちに実行されても異議ありません。
---	--

認定事業者資金貸付金事業計画書

(単位:千円)

認定緑地確保事業名		施行者名(認定事業者)			
事業実施時期		供用開始時期			
	全体計画	前年度まで	今年度	次年度以降	スケジュール
工 事 費					
	設計費				
	実施設計費				
	本工事費				
	本工事費				
	附帯工事費				
	測量設計費				
	その他工事費				
貸付予定額(国の貸付額)		()	()	()	()

(注)位置図、区域図、現況図、施設建築物計画図(配置図、平面図、縦断面図)を添付すること。

認定事業者資金貸付金資金計画書

(単位:千円)

都市緑化支援機構			認定緑地確保事業名								
事業名			施行者名		合 計(a + b + c)		前年度まで(a)	今年度(b)	次年度以降(c)	備 考	
資 金 収 入	前年度からの繰越額										
	自己資金										
	補助・交付金										
	借 入 金	認定事業者資金貸付金借入金									
		その他の借入金									
	そ の 他										
	合 計(A)										
資 金 支 出	工事費合計										
	借入金償還	認定事業者資金貸付金借入金									
		その他の借入金									
	そ の 他										
	合 計(B)										
後年度への繰越金(A－B)											

(注)

1. 資金支出欄中工事費合計欄は、様式第8－19号の工事費合計と整合をとること。

○その他の借入金内訳

借 入 先	借入金額	借入年月	利 率	償還期間 (据置期間)	償還方法	備 考
〇〇銀行		年 月	%	年 (年)		
合 計						

(様式第8-21号)

認定事業者資金貸付金収支計画書

1. 認定事業者施設等貸貸等資金計画書

[illegible]

2. 損益計算書

(単位:千円)

	開業前	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	合計
項 目	開業前	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
償却前利益 l=c-h-i-k																						
償却費 m																						
建物償却費																						
設備償却費																						
その他償却費																						
当期利益 n=l-m																						
納税引当金・法人税 o																						
税引後利益 p=n-o																						
累積利益																						

3. 借入金残高

(単位:千円)

	開業前	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	合計
項 目	開業前	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
借入金残高																						
長期借入金																						
認定事業者資金貸付金借入金																						
その他借入金																						
その他借入金																						

- (注)
1. 認定事業者資金貸付金により整備した施設等に係る収支計画を記入すること。
 2. 認定事業者の予算書を添付すること。

認定事業者資金貸付金借用証書

金 円也

上記金額は、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和 41 年法律第 20 号）第 1 条第 9 項による事業に要する資金として確かに借用しました。

つきましては、同法並びにこれに基づく命令の規定、都市開発資金貸付要領（平成 11 年建設省経整発第 28 号、建設省都再発第 29 号、建設省都区発第 24 号、建設省住街発第 39 号）第 8 編第 2 章の規定及び下記事項を守り、償還期日までに必ず償還します。

記

第 1 条 貸付金は、令和 年 月 日まで据え置き、以降令和 年 月 日までに元金均等半年賦償還の方法により下記のとおり分割して各償還期日までに支払います。

償 還 期 間	償 還 金 額	償 還 後 未 償 還 残 高
1 令和 年 月 日	円	円
2 令和 年 月 日	円	円
合 計	円	円

第 2 条 都市緑地法第 88 条第 4 項に規定する認定された優良緑地確保計画に基づく同法第 90 条に規定する緑地確保事業において行う緑地の整備等に要する費用が当初の予定額を必要としなくなったときは、貴（都市緑化支援機構）の指定する日までに借用金のうち不必要となった部分を返還します。

第 3 条 次の各号の一に該当する場合には、該当することとなった日から 30 日以内に貴（都市緑化支援機構）にその旨報告し、第 1 条の規定にかかわらず、貴（都市緑化支援機構）に対して認定事業者資金貸付金の全部又は一部を貴（都市緑化支援機構）の指定する日までに繰上償還します。

- 一 事業が終了した場合
- 二 その他事由により繰上償還の必要が生じた場合

- 2 前項第1号又は第2号に該当する場合には、当該貸付金の全部を繰上償還します。
- 第4条 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったときは、償還期日又は第2条により貴（都市緑化支援機構）が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。
- 第5条 貴（都市緑化支援機構）において、次の各号の一に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。
- 一 借入金を借入の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借入の目的に使用しないとき。
 - 二 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったとき。
 - 三 第6条、第7条、第9条又は第10条の定めに反したとき。（注：債権保全の方法が担保の設定である場合は「第6条から第9条までの定めに反したとき。」とする。）
- 2 貴（都市緑化支援機構）が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合には、借入の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。
- 第6条 次の各号の一に掲げる場合には、ただちに貴（都市緑化支援機構）に報告し、その指示に従います。
- 一 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - 二 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合
 - 三 事業計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合
- 第7条 毎年度の認定事業者資金貸付金実績報告書及び認定事業者資金貸付金資金調書を翌年度の6月20日（借入金を借り入れた年度の翌年にあつては、4月20日）までに貴（都市緑化支援機構）に提出します。ただし、事業が完了した場合には、その日から30日以内に認定事業者資金貸付金実績報告書及び認定事業者資金貸付金資金調書を貴（都市緑化支援機構）に提出します。
- 2 貴（都市緑化支援機構）において、事業の進捗が不十分であると認め、又は事業の実績が借入の目的若しくは事業計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

（注：債権保全の方法により次のいずれかの欄の規定を用いること。）

連帯保証人を立てる場合	担保を設定する場合
第8条 保証人は、債務者と連帯して一切の債務を保証します。 第9条 債務者又は保証人は、貴（都市緑化支援機構）が担保物件の提供を要求したときは、ただちにこれに応じます。 2 債務者又は保証人は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴（都市緑化支援機構）の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記	第8条 債務者は、貴（都市緑化支援機構）に担保物件を提供します。 2 債務者は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴（都市緑化支援機構）の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三

等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。 第10条 保証人が死亡等により不在となり、若しくは支払い能力の減少等により不適当となった場合又は保証人を変更しようとする場合は、速やかに貴（都市緑化支援機構）に保証人変更申請書を提出します。 2 貴（都市緑化支援機構）において、保証人が不適当となり、又は債務者若しくは保証人の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の変更、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。 第11条 本借用証書に記載された債務を履行しない場合において、第9条第1項の担保物件に係る貴（都市緑化支援機構）の有する権利が存するときは、ただちに実行されても異議ありません。	者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。 第9条 貴（都市緑化支援機構）において、債務者の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の設定、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。 第10条 本借用証書に記載された債務を履行しない場合において、第8条第1項の担保物件に係る貴（都市緑化支援機構）の有する権利がただちに実行されても異議ありません。
---	---

令和 年 月 日

債務者 ○○
代表者住所
代表者氏名

保証人
住所
氏名

番 号
年 月 日

都市緑化支援機構の長 殿

国土交通省都市局長
(公印省略)

優良緑地確保支援事業資金貸付金繰上償還請求書

令和 年 月 日国都総第 号をもって貸付決定通知を受けた標記の貸付金については、都市開発資金貸付要領（平成 11 年建設省経整発第 28 号、建設省都再発第 29 号、建設省都区発第 24 号、建設省住街発第 39 号）第 8 条の 29 第 1 項第 2 号の規定により下記のとおり償還されたい。

記

- 1 繰上償還額等
- (1) 繰上償還すべき額

金 円
- (2) 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令第○条第○項の規定により国に納付しなければならない額

金 円
- 合 計 (1) + (2)

金 円
- 2 繰上償還の期日
- 令和 年 月 日
- 3 繰上償還される貸付金にかかる貸付対象事業名及び貸付対象施行者名
- 4 繰上償還後の貸付金の未償還残高
- 金 円
- 5 改定償還計画

償 還 期 間	償 還 金 額	償 還 後 未 償 還 残 高
1 令和 年 月 日	円	円
2 令和 年 月 日	円	円
合 計	円	円

番 号
年 月 日

国土交通省都市局長 殿

都市緑化支援機構の長

優良緑地確保支援事業資金貸付金繰上償還申込書

令和 年 月 日国都総第 号をもって貸付決定通知を受けた標記の貸付金について、下記のとおり繰上償還したいので、都市開発資金貸付要領（平成 11 年建設省経整発第 28 号、建設省都再発第 29 号、建設省都区発第 24 号、建設省住街発第 39 号）第 8 条の 29 第 2 項の規定により申し込みます。

記

- 1 繰上償還の事由
- 2 繰上償還の額 金 円
- 3 繰上償還の期日 令和 年 月 日
- 4 繰上償還される貸付金にかかる貸付対象事業名及び貸付対象施行者名
- 5 繰上償還後の貸付金の未償還残高 金 円
- 6 改定償還計画

償 還 期 間	償 還 金 額	償 還 後 未 償 還 残 高
1 令和 年 月 日	円	円
2 令和 年 月 日	円	円
合 計	円	円

番 号
年 月 日

都市緑化支援機構の長 殿

国土交通省都市局長
(公印省略)

優良緑地確保支援事業資金貸付金繰上償還通知書

令和 年 月 日国都総第 号をもって貸付決定通知を受けた標記の貸付金については、令和 年 月 日付け第 号による申込みのとおり繰上償還されたく、都市開発資金貸付要領（平成 1 1 年建設省経整発第 2 8 号、建設省都再発第 2 9 号、建設省都区発第 2 4 号、建設省住街発第 3 9 号）第 8 条の 2 9 第 3 項の規定により、下記のとおり通知する。

記

- 1 繰上償還すべき額 金 円
- 2 繰上償還の期日 令和 年 月 日
- 3 繰上償還される貸付金にかかる貸付対象事業名及び貸付対象施行者名
- 4 繰上償還後の貸付金の未償還残高 金 円
- 5 改定償還計画

償 還 期 間	償 還 金 額	償 還 後 未 償 還 残 高
1 令和 年 月 日	円	円
2 令和 年 月 日	円	円
合 計	円	円

様式第8－26号

番 号
年 月 日

国土交通省都市局長 殿

都市緑化支援機構の長

令和 年度優良緑地確保支援事業資金貸付金実績報告書

令和 年 月 日国都総第 号をもって貸付決定通知を受けた標記の事業実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 貸付対象事業
- 2 国から都市緑化支援機構への貸付金の決定額及びその精算額
貸付決定額 円
貸付金精算額 円
- 3 都市緑化支援機構から認定事業者への貸付金の決定額及びその精算額
貸付決定額 円
貸付金精算額 円
- 4 貸付事業の成果
別紙の添付書類のとおり

様式第 8－27 号

優良緑地確保支援事業資金貸付金精算調書

事業名	施行者名	区分	貸付決定の内容(円)	精算の内容(円)	貸付年月日	摘要
〇〇事業	〇〇	全体事業費				
		貸付限度額				
		過年度貸付額				
		〇〇年度事業費				
		貸付額				
		全体事業費				
		貸付限度額				
		過年度貸付額				
		〇〇年度事業費				
		貸付額				
合 計	—	—			—	
国からの 借入金	—	—			—	

優良緑地確保支援事業資金貸付金受入調書

区 分		第 回	第 回	合 計	備 考
貸 付 決 定	貸付決定年月日	年 月 日	年 月 日		
	貸付決定番号				
	貸付決定額	円	円		
決 定 の 変 更	変更年月日	年 月 日	年 月 日		
	変更番号				
	変更貸付額	円	円		
決 定 の 取 消	取消年月日	年 月 日	年 月 日		
	取消番号				
	取消額	円	円		
貸 付 金 受 入	受入年月日	年 月 日	年 月 日		
	受入額	円	円		

(注) 「第 回」は貸付決定の回数に応じ欄を増減すること。

認定事業者資金貸付金実績報告書

(単位:千円)

都市緑化支援機構			認定緑地確保事業名			
事業名			施行者名			
	全体計画	前々年度まで	前年度計画	前年度実績	今年度以降	スケジュール
工事費						
設計費						
実施設計費						
本工事費						
本工事費						
附帯工事費						
測量設計費						
その他工事費						
その他						
合計(A)						
貸付限度額(A×1／2)						
貸付予定額(国の貸付額)	()	()	()	()	()	

認定事業者資金貸付金資金調書

(単位:千円)

都市緑化支援機構		認定緑地確保事業名									
事業名		施行者名		合 計 (a+b+c)		前々年度まで (a)	前年度貸付決定	前年度 (b)	今年度以降 (c)	備 考	
資 金 収 入	前年度からの繰越額										
	自己資金										
	補助・交付金										
	借 入 金	認定事業者資金貸付金借入金									
		その他の借入金									
	そ の 他										
合 計 (A)											
資 金 支 出	工事費合計										
	借入金償還	認定事業者資金貸付金借入金									
		その他の借入金									
	そ の 他										
	合 計 (B)										
後年度への繰越金 (A－B)											

(注)

1. 資金支出欄中工事費合計欄は、様式第8－19号の工事費合計と整合をとること。

○その他の借入金内訳

借 入 先	借入金額	借入年月	利 率	償還期間 (据置期間)	償還方法	備 考
〇〇銀行		年 月	%	(年)		
合 計						